



別紙様式第2号（第3関係）

令和3年3月1日

奈良市議会議長 三浦教次様

回答者 奈良市長 仲川元庸



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	<p>市政運営について</p> <p>2、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建設等規制条例に基づく行政上の義務の履行確保手段の不備について</p> <p>3、一般廃棄物処理の実態について</p> <p>4、ごみ収集車へのドライブレコーダーの設置について</p>
回答内容	<p>2、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建設等規制条例に基づく行政上の義務の履行確保手段の不備について</p> <p>行政代執行法第1条では「行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。」と規定され、同法第2条では「法律（法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。」と規定されています。</p> <p>すなわち、行政上の義務の履行確保に関しては、別の法律で定</p>



められているもの以外は行政代執行法により行うこととなり、その対象は他人が代わってなすことができる行為（代替的作為）に限られます。

したがって、質問票にありますように奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（以下「本条例」といいます。）第9条では、ラブホテル等の建築の中止命令（以下「中止命令」といいます。）を規定していますが、これにより相手方に課する内容は、ラブホテル等を建築してはならないといういわゆる不作為義務であり、行政代執行法の対象となる代替的作為義務には該当せず、また別に定めた法律も存在しないため、中止命令により課した義務の内容の履行を確保することはできません。

また、ご指摘のように、平成14年7月9日の最高裁判所判決では、地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は不適法であるとの判断が示されており、条例に基づく行政上の義務の履行請求を訴訟において訴求することはできません。また、本市でも平成20年に中止命令に従わなかった事業者に対する仮処分の申し立てが却下された事案が記録されています。

したがって、本条例第9条の実効性を確保するためには、中止命令のほかに、行政代執行法の対象となる代替的作為義務を課する除却命令や原状回復命令等を含めて規定する必要があると考えられ、所要の改正の進めてまいります。したがって、本条例第9条の実効性を確保するためには、中止命令のほかに、行政代執行法の対象となる代替的作為義務を課する除却命令や原状回復命令等を含めて規定する必要があると考えられ、所要の改正の進めてまいります。

また、今後も新任管理職や若手職員を対象とした法務研修を継続的に実施し、幅広い階層の職員が法務能力を高めることができるように努め、職員の法務能力の計画的な向上に向けた取組を行ってまいります。

3、一般廃棄物処理の実態について

(1) 近年の高齢化の進展等により、高齢者や心身障がい者等の家庭ごみのごみ出しが困難な世帯に対する支援の必要性が高まっていることを認識しているところです。

そのため、ごみ収集を担当する環境部、介護や障がい者福祉を担当する福祉部、コミュニティ支援を担当する市民部を担当部局として、ごみ排出困難世帯のごみ出し支援施策について検討を始めたところであり、ごみ集積場までのごみ出しやごみ分別等のごみ出し支援について、福祉部局だけでなくこれら3部局が連携して有効なごみ出し支援策を市民の皆様に提案できるよう、取組を進めてまいりたいと考えています。

(2) 分別方法についてご相談があった場合、電話相談やメールによる問い合わせに対してそれぞれ対応しておりますが、ご家族や介護事業者、介護ヘルパーの方を相手方として別途対応したという記録は保持しておりません。

なお、高齢者等の方々に分別についてご理解いただくための施策として、地域で開催される高齢者学級等に出向いてごみの分別についての説明会を開催しております。

(3) ごみ集積場にごみを排出する際に名前を書く取り決めは、ごみ集積場を管理している地域住民で構成された任意団体において、分別のルールを守ってもらうことを目的としてなされているものと認識しております。

そのため、市といたしましては、分別のルールを推進する立場から、このような私人間の自主的な取り決めについて尊重しておりますが、一方で必要以上に市民の権利を制限することや義務を果たすことを推奨しているものでもありません。

したがって、最終的には任意団体の判断により決定される事項ではありますが、分別のルールを守ってもらうための取組として名前ではなく記号や番号などを用いた事例があることも承

知しておりますので、ご相談があればこのような事例を紹介することで対応してまいりたいと考えています。

4、ごみ収集車へのドライブレコーダーの設置について

これまで安全運転のための職員講習や日々の朝礼において安全運転の徹底を促すことにより、収集課においては、今年度の事故件数は1件となっており一定の効果は出ているものと考えております。

収集車を含む公用車にドライブレコーダーを設置するには、奈良市個人情報保護条例に基づき、収集及び外部提供の制限の例外として奈良市個人情報保護審議会の意見を聴く必要がありますが、この手続を踏んだうえで設置すれば、事故が発生した際などに運転の状況の検証に資するとともに、運転する職員への交通ルールの遵守や安全運転への意識付けにも効果的なものであると認識をしております。

収集車へのドライブレコーダー設置の状況については、令和2年度購入分として納車予定の車両には装備しております。令和3年度以降は、その効果と費用を比較検証したうえで、更新を迎える車両へのドライブレコーダー導入の可否を判断してまいりたいと考えております。

なお、業務委託しております奈良市清美公社及び武田環境大和清掃共同企業体の収集車両につきましては、全車両に装備されております。

(担当部局：都市整備部 建築指導課、総合政策部 人事課
環境部 廃棄物対策課、収集課)

受理日	3年3月(日)
-----	---------